ドロボーの如くである。或は集会を防害すべく寺院を買收し
或は町民諸君を逐はすべくあらゆる陰謀をたくらんで居る。
斯くの如く会社は道徳上の罪業を重ねつゝあつたが今や亦
監禁罪と云ふ法律上の罪業を重ねんとす。（勿論共は去る[illegible]依
って決すべきと謂[illegible]斯く共道徳上の有罪たる事は確定[illegible]）
監禁[illegible]家を買收 是れ會社の行ふ行であり。自由と[illegible]
白書公然の運動、是れ私達の行動である。正義の[illegible]
ら明白でなつか諸君の批判を待つ
大正十四年四月二十七日
生野銀山争議団

14.5.21 第822号

警務部長

兵發勞秘第五八九號
大正十四年四月二十八日
兵庫縣知事 平塚廣義

内務大臣 若槻禮次郎殿
商工大臣 野田卯太郎殿
社會局長官 長岡隆一郎殿
警視總監 太田政弘殿
京都、大阪、神奈川、愛知、岡山
福岡、香川、愛媛、栃木、秋田
廣島各府縣知事殿
神戸地方裁判所検事正殿

生野鑛山坑夫同盟罷業ニ關スル件（第十報）